

# 令和7年度 PTA指導者研修資料



## 目 次

### I 研修テーマ 「学校・家庭・地域社会の連携を担うPTA活動の在り方」 —青少年の豊かな人間性を培うために—

1 子どもをめぐる諸問題について ······	P 1
2 学校・家庭・地域社会の連携について ······	P 1
3 PTA活動について ······	P 1

### II 研修内容及び話し合いのための具体的な項目

1 幼稚園PTA ······	P 2
2 小・中学校PTA ······	P 4
3 高等学校PTA ······	P 6

### III 資料編

1 学習の方法 資料 1 学習活動のすすめ方 ······	P 8
2 家庭教育に関すること 資料 2 家庭教育応援ナビ ······ 資料 3 調査資料 ······ 資料 4 思春期の子どもの心に寄り添うために ······ 資料 5 生命（いのち）の安全教育 ······ 資料 6 特別な支援を必要とする子どもへのサポート ······	P 10 P 11 P 12 P 13 P 14
3 スマートフォン・インターネット利用に関すること 資料 7 スマホ家庭のルールづくり運動 ······ 資料 8 茨城県メディア教育指導員に関すること ······	P 15 P 15
4 いじめ防止に関すること 資料 9 茨城県いじめ根絶を目指す条例 ······ 資料 10 茨城県いじめ防止基本方針 ······ 資料 11 家庭用いじめ発見チェックリスト ······	P 16 P 16 P 17
5 福祉・生活に関すること 資料 12 児童虐待 ······ 資料 13 児童相談所虐待対応ダイヤル ······ 資料 14 ヤングケアラーに関すること ······ 資料 15 成年年齢引下げに伴う消費者教育 ······	P 18 P 18 P 19 P 20
6 茨城県警察からのお知らせ 資料 16-1 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないために ······ 資料 16-2 交通安全 ······ 資料 16-3 薬物乱用防止 ······ 資料 16-4 ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること ······ 資料 16-5 防犯アプリ「いばらきポリス」 ······	P 21 P 21 P 22 P 22 P 23
7 不安や悩みの相談に関すること 資料 17 相談窓口 ······	P 24

# I 研修テーマ

## 「学校・家庭・地域社会の連携を担うPTA活動の在り方」 —青少年の豊かな人間性を培うために—

### 1 子どもをめぐる諸問題について

子どもたちを取り巻く様々な問題

- 核家族化・少子化の進展
- 情報化の進展
- ライフスタイルや価値観の多様化
- 人と触れ合う機会の減少
- 地縁的なつながりの希薄化
- 交通事故
- 不審者問題
- ゲーム機普及による遊び形態の変化
- 生活体験・自然体験の不足
- いじめ
- ネットトラブル
- 薬物

家庭での問題点

- 保護者の過保護・過干渉
- 放任・虐待
- 学校と家庭の連携の不足
- 家庭と地域の連携の不足

- ・「自他の生命の尊重」や「自尊感情（自己肯定感・自己有用感）」を養う。
- ・自己の存在感を実感し、精神的な充実感を得られる「心の居場所」をつくる。

#### 学校教育の充実 学校・家庭・地域の教育力の向上

### 2 学校・家庭・地域社会の連携について

子どもたちの問題行動の背景

- 正義感や遵法精神の低下
- 自制心や規範意識の低下
- 基本的生活習慣の乱れ
- 人間関係を形成する力の低下

各家庭の抱える問題が複雑化・深刻化する現状→社会全体の問題と捉え、家庭の教育力の充実を図る必要がある。

- ・基本的な生活リズムの向上→「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の推進
- ・自然体験、社会体験、生活体験などの実体験の機会や場を意図的・計画的に設定し、人間、社会、自然などと直接関わり、実感し、生き方などを深める各種体験活動を一層推進する。

#### PTA活動（学校・家庭・地域を結ぶ架け橋）の充実

### 3 PTA活動について

子どもの日々の生活や学校での生活に关心をもつ

- 家庭での会話が増える。
- 地域活動へ積極的に参加する。
- 道德から学んだ「豊かな心」と「将来の夢」を育む教育を生活で実践する。

保護者として、時代や社会状況に応じた  
PTA活動に積極的に参加する。

- 家庭と学校とが連携・協力して行う活動
- 家庭教育に関する学習活動
- 地域の教育環境の改善のための取組

## II 研修内容及び話し合いのための具体的な項目

### 1 幼稚園 P T A

#### (1) 好ましい人間関係を築くために

幼稚期

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である。
- 安定した情緒のもとで個性を十分に發揮し、集団生活の中で、周囲から認められる体験をすることによって、自信をもって行動できるようにする時期である。

◎互いにかかわりを深め、協同して遊び、試行錯誤しながら活動を展開する楽しさや共通の目的が実現する喜びを味わうなど、人とかかわる力を養うことが求められている。

#### \* 話し合いのための視点 \*

- 1 たくさんの友達といろいろな遊びを通してふれ合う中で、ルールを守ることの大切さに気付くことができるよう話し合う。
- 2 言語の発達にともない、自分の思いをはつきりと伝え、他人の思いをしっかりと受け止めるといったコミュニケーション能力を育むことができるよう話し合う。

#### (2) 子どもの安全確保を図るために

- 幼稚園時期の事件や事故を防止する。
  - ・不審者侵入
  - ・災害時の行動
  - ・登降園時の安全確保
  - ・降園後の遊び
  - ・交通事故
  - ・受動喫煙

◎将来を担う大切な子どもを守り育て、子どもの居場所をつくり、子どもの安全確保を図るために幼稚園・家庭・地域社会が連携して活動していくことが求められている。

#### \* 話し合いのための視点 \*

- 1 幼稚園をはじめ警察、消防署、市役所等の関係機関へ協力を要請したり、民生委員・児童委員、青少年相談員、地域の自警団等と協力したりして、情報の交換や連携していくことができるよう話し合う。
- 2 幼稚園・家庭・地域社会が連携するため、P T Aとして積極的に働きかけていく手立てを考える。

#### (3) 家庭の教育力を高めるために

- よりよい生活習慣（よく体を動かし、よく食べ、よく眠る）を確立する。
  - ・知的好奇心を高める。
  - ・体力、気力を高める。

家庭教育は、乳幼児期の親子のきずなの形成に始まる家族との触れ合いを通じ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、健やかな育ちの基盤、すべての教育の出発点である。

◎社会の中で身に付けなければならない社会性、人間性、価値観等を培う。

- ・基本的な生活習慣
- ・他人に対する思いやりや善惡の判断
- ・社会的なマナー

※「早寝、早起き、朝ごはん」国民運動の推進

#### \* 話し合いのための視点 \*

様々な関係団体の協力を得て、食生活、睡眠、遊び、人とのかかわりに視点をあて、家庭教育のさらなる充実を図るための手立てを考える。

## 【1】好ましい人間関係を築くために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- いろいろな友達と遊べるようにするために、どのような機会づくりをしていますか。
- 「善悪を判断する力」「だめなことはだめ」「我慢すること」等、規範意識をどのように教えていますか。
- 心の安定感・安心感をもたせ、たくましく生きる力を育むために、どのようにかかわっていますか。
- 言語能力が未熟な幼児が、自分の考えや思いを伝える力を育むと共に、相手の言葉に興味をもって聞く等「伝え合い」ができるようにするためにどのようにしていますか。
- 命の大切さをどのように教えていますか。

## 【2】子どもの安全確保を図るために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- 子どもがどこで何をして遊んでいるのか、どのように把握していますか。
- 自宅周辺や園内、地域の危険箇所を、どのように把握していますか。
- 保護者の監督範囲内の自転車の乗り方や交通ルールについては、どのように教えていますか。
- 不審者遭遇、連れ去り等の事故を防ぐために、家庭や地域でどのような注意をしていますか。
- 幼稚園での安全確保について、協力体制はどのようにしていますか。
- 保護者同士や地域住民との情報交換が素早くできる体制を、どのように整えていますか。
- 幼児虐待の疑いをもったときに、園、地域、保護者は、どのように対応したらよいでしょうか。
- 防犯アプリ「いばらきポリス」の利用等、子どもの安全確保についてどのように取り組んでいますか。[\(https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01\\_safety/security/ibarakipolice.html\)](https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/security/ibarakipolice.html)

## 【3】家庭の教育力を高めるために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- あいさつ等の基本的な生活習慣を身に付けるために、どのようなことに気を付けていますか。
- 家族が一緒に食事をとるために、どのような工夫をしていますか。
- 家庭内での「お手伝い」の分担をどのように決めてやっていますか。
- 健康的な生活のリズムを身に付けるために、どのようなことに心がけていますか。  
(早寝・早起き・朝ごはん、排泄等)
- テレビやDVDの視聴、スマートフォンやゲームなどの利用時間や内容を、どのように決めていますか。
- 地域でのレクリエーション・自然体験的な活動等、さまざまな体験活動を行う機会をどのようにつくっていますか。
- 体を使った遊びを促進するために、時間や内容をどのように工夫していますか。
- 絵本の読み聞かせなど、豊かな心を育てるために、どのようなことをしていますか。
- 家庭では、スキンシップをとるように心がけていますか。



## 2 小・中学校 P T A

### (1) 好ましい人間関係を築くために

小学生

- 知能、社会性、自立性が著しく発達する。
- 活発に活動し、遊びの仲間集団をつくり、他者が同じ仲間であるという心理的な意識を共有する。
- 遊びの面においては大人からの干渉に対して自己主張が出てくる。
- 第二次性徴が始まり、男性的、女性的な体つきが目立ち始め、この変化が心に動揺を与え、不安を引き起こすことがある。

中学生

- 友人関係が重要になってきて、一層親密度を増し、自己を形成していく上で重要なものとなってくる。
- 保護者とは距離を置き、心理的に独立しようとする。
- 周囲の大人や権威に対しても、拒否的・反抗的態度を示すようになる。
- 自己愛が高まる時期である。

◎人として、自立していくことを促すとともに、自立していく子どもの心を感じ取って、受け入れていくことが求められている。

#### \* 話し合いのための視点 \*

- 1 異年齢集団など、子ども同士の交流や自然体験を多く取り入れるように、社会性を身に付けさせるための手立てを考える。
- 2 自己を見つめさせ、人間としての生き方や社会の一員として自立した生活を営む力や子どもの自己有用感を育成することができるよう話し合う。
- 3 法律や社会のきまりの意義について理解を深め、公徳心を醸成させることができるよう話し合う。

### (2) 子どもの安全確保を図るために

○学校内外での事件や事故を防止する。

- ・不審者侵入
- ・登下校での諸問題
- ・交通事故
- ・いじめ
- ・犯罪の深刻化
- ・薬物（飲酒、喫煙含め）の乱用、受動喫煙

○インターネットの普及による不適切な情報の急増に対応する。

- ・ネット依存
- ・ネット犯罪、被害
- ・性描写の氾濫

◎将来を担う大切な子どもを守り育て、子どもの居場所をつくり、子どもの安全確保を図るために学校・家庭・地域社会が連携して活動していくことが求められている。

◎携帯電話やスマートフォン、インターネットの特性を理解し、利用の実態を把握することは子どもたちがネット犯罪やネットいじめに巻き込まれることの未然防止・早期対応するうえで重要である。

#### \* 話し合いのための視点 \*

- 1 学校をはじめ警察、消防署、市役所等の関係機関へ協力を要請したり、民生委員・児童委員、青少年相談員、地域の自警団等と協力したりして、情報の交換や連携していくことができるよう話し合う。
- 2 学校・家庭・地域社会が連携するため、P T Aとして積極的に働きかけていくための手立てを考える。
- 3 携帯電話やスマートフォンについて、フィルタリングの設定や家族での約束事（「スマホ家庭のルールづくり」等）を決め、ネット犯罪・被害の未然防止等の方策を家庭へ周知する手立てを考える。（個人情報の取扱い、安易な書き込み・流出）

### (3) 家庭の教育力を高めるために

○基本的な生活習慣を確立し、社会の一員としての自覚をもつ。

- ・学習意欲を高める。
- ・体力、気力を高める。

**家庭教育**は、乳幼児期の親子のきずなの形成に始まる家族との触れ合いを通じ、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点である。

◎社会の中で身に付けなければならない社会性、人間性、価値観等を培う。

- ・基本的な生活習慣
- ・思いやりや善悪の判断
- ・社会的なマナー

※「早寝・早起き・朝ごはん」国民運動の推進

#### \* 話し合いのための視点 \*

様々な関係団体の協力を得て、食生活、睡眠、遊び、メディアとのかかわり、人とのかかわりに視点をあて、家庭教育のさらなる充実を図るための手立てを考える。

## 【1】好ましい人間関係を築くために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- 子どもの心理や行動の変化をいち早く察知するために、家族の触れ合いや団らんの機会をどのようにつくるっていますか。
- 子どもとのコミュニケーションの時間を確保するために、どのようにしていますか。
- 子どもの成長にあわせて、子どもの「良さ」を認めてあげたり、引き出したりするために、どのような言葉かけをしていますか。
- 子どもの社会性を身に付けさせるために、どのように子ども同士の交流活動や自然体験をさせていますか。
- 子どもの訴える不満や不安をどのように受け止めていますか。
- 子どもの「安心する居場所」づくりのために、どのようにかかわっていますか。
- 困っている友達に声を掛けられる思いやりを育むために、どのようにしていますか。
- 情報モラルを身に付けるための取組について、家族で話し合っていますか。
- ネット上の誹謗や中傷の書き込みも含め、子どもが加害者にならないために、家族と話し合っていますか。

## 【2】子どもの安全確保を図るために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- 安全を確保するために、通学路等の危険な場所をどのように確認していますか。
- 「110番の家」の場所を、どのように確認していますか。
- 交通事故から守るために、学校や地域の関係機関との連携や対策はどのようにしていますか。
- 地域や学校の不審者対策のために、地域の方々とどのような連携をとっていますか。
- 虐待等の相談があったときに、学校や地域としてどのように対応していますか。
- 携帯電話やスマートフォンなどの利用にあたっての約束事と、それによる被害の未然防止のために、どのようにしていますか。
- 「自分の身は、自分で守る」ことに対して、どのように取り組んでいますか。
- 防犯アプリ「いばらきポリス」の利用等、子どもの安全確保についてどのように取り組んでいますか。 ([https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01\\_safety/security/ibarakipolice.html](https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/security/ibarakipolice.html))
- 子どもを守るために、いじめの未然防止にどのように取り組んでいますか。

## 【3】家庭の教育力を高めるために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- 「早寝・早起き・朝ごはん」といった生活習慣を身に付けさせるために、どのようなことに気を付けていますか。
- 自主性を尊重し行動に責任をもたせるために、どのようなことに心掛けていますか。
- 家族の一員として進んで手伝いをさせるために、どのようなことをしていますか。
- テレビやDVDの視聴、ゲーム、携帯電話・スマートフォン、インターネット等の利用時間や内容を考えさせるために、どのようなことに心掛けていますか。
- 地域でのレクリエーション・自然体験活動等、さまざまな体験活動を行う機会をどのようにつくりっていますか。
- 読書の習慣を身に付けさせるために、どのようにしていますか。
- 毎日のあいさつや声掛けをどのように行っていますか。
- 親子の会話を弾ませるために、どのようなことに心掛けていますか。
- 子どもたちが、地域の人と普段からコミュニケーションを図るために、どのような取組をしていますか。
- 子どもと一緒に活動していますか。



### 3 高等学校 P T A

#### (1) 好ましい人間関係を築くために

高校生

- 保護者の保護のもとから自立した大人になるための最終的な移行時期であり、思春期の混乱から脱しつつ、大人の社会を展望するようになる。反面、考えることを放棄して、目の前の楽しさだけを追い求めることがある。
- 生活空間が飛躍的に広がり、それに伴い情報や生活体験も格段に拡充する。
- 特定の集団の中では、濃密な人間関係をもつが、集団の外の人に対しては、無関心となり、更には社会や公共に対する意識・関心の低下も見られる。

- ◎保護者から心理的に離れ、自分を客観的に見つめ、自立（親離れ）を図り、自らの進路を決定し、好ましい人間関係を築くことが求められている。

##### \* 話し合いのための視点 \*

- 1 将来に向けて、子どもを一個人として信じ見守るとともに、人としての生き方や在り方について語り合ながら、社会人としての自立を支援する。
- 2 限られた仲間集団だけで活動するのではなく、年代の異なる人とも関わる活動に参加し、視野を広げることができるように話し合う。

#### (2) 子どもの安全確保を図るために

- 学校内外での事件や事故を防止する。

- ・不審者侵入 　・登下校での諸問題 　・交通事故
- ・いじめ 　・不登校 　・薬物（飲酒、喫煙含め）の乱用
- ・青少年犯罪の深刻化 　・ヤングケアラー

- スマートフォンやインターネットの普及による不適切な情報の急増

- ・スマホ・ネット依存 　・ネット犯罪・被害
- ・性的、暴力的、残虐的等描写の氾濫

- ◎将来を担う大切な子どもを守り育て、子どもの居場所をつくり、子どもの安全確保を図るために学校・家庭・地域社会が連携して活動していくことが求められている。

- ◎携帯電話・スマートフォンやインターネットの特性を理解し、利用の実態を把握することは、子どもたちがネット犯罪やネットトラブル（いじめ等）に巻き込まれることの未然防止・早期対応するために重要である。

##### \* 話し合いのための視点 \*

- 1 学校をはじめ警察、消防署、市役所等の関係機関へ協力を要請したり、民生委員・青少年相談員、地域の各種団体・組織等と協力したりして、情報の交換や連携していくことができるよう話し合う。
- 2 P T Aとして学校・家庭・地域社会が連携・協力するための積極的な働きかけの手立てを考える。
- 3 携帯電話やスマートフォンについて、フィルタリングの設定や利用方法等に関する家庭での約束事（「スマホ家庭のルールづくり」等）を定め、保護者自身も適切な利用を心掛ける。
- 4 ネット犯罪や被害の未然防止、早期対応のため、子どもたちの利用に起因するS O Sを見逃さないような方策等を家庭へ周知する手立てを考える。（個人情報の取扱い、安易な書き込み・流出）

#### (3) 心の教育の充実を図るために

- 精神的に自立し、社会の一員として役割を果たそうとする豊かな心を育む。

- ・規範意識や公共心 　・自立心 　・他人を思いやる心や社会貢献の意識

- ◎個性を伸ばしつつ（自己肯定感）、精神的な自立を成し遂げながら大人へと成熟し、社会で活躍する人材（自己有用感）となるための心の教育が重要である。

##### \* 話し合いのための視点 \*

- 1 身近な事例や社会的な事件等をもとに話し合い、家庭内で実践できる手立てを考える。  
＜例＞・規範意識を高めるためには、家庭内において何ができるのかを考える。  
・食事を一緒にとりながら、就職や進学など社会的な自立について話し合う。  
・携帯電話やスマートフォン、インターネットの使い方について話し合う。  
・引きこもりやニート、いじめ、不登校について話し合う。
- 2 子どもたちの体験活動を企画運営する。  
＜例＞・ボランティア活動や各種体験活動の実施など実社会への興味・関心をもつきっかけをつくる。

## 【1】好ましい人間関係を築くために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- 家族のふれあいや団らんの場をつくる等、コミュニケーションを図るよう努めていますか。
- 子どもと適切な距離を置き、子どもの気持ちや考えについて傾聴するよう努めていますか。
- 限られた仲間とだけ活動するのではなく、異年齢の人とも積極的に関わり、視野を広げられるよう助言するとともに、保護者も率先して模範を示すように努めていますか。
- 相手の立場や多様な意見に対する理解を心掛けながら、発言や行動の結果には責任が伴うこと自覚させるよう助言するとともに、保護者も率先して模範を示すよう努めていますか。
- 子どもが将来の夢や希望を持って生活できるよう、日頃から学校生活や進路について話し合うよう努めていますか。
- 社会や公共の場における服装やマナー等に配慮できる態度の育成のため、日頃から話し合うとともに保護者も率先して模範を示すよう努めていますか。
- 情報モラル（情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度）を身に付ける取組について、家庭で話し合いに努めていますか。
- インターネット上の誹謗・中傷の書き込みや動画等の投稿も含め、子どもが被害者や加害者にならないよう、正しく安全に利用するために家庭での話し合いに努めていますか。

## 【2】子どもの安全確保を図るために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- 事件・事故など緊急時に備え、子どもの対応方法や保護者間・関係機関との協力体制をどのように構築していますか。（交通事故は登下校時に、事件は夜間に多発する）
- 防犯アプリ「いばらきポリス」の利用等、子どもの安全確保についてどのように取り組んでいますか。（[https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01\\_safety/security/ibarakipolice.html](https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a01_safety/security/ibarakipolice.html)）
- 交通事故の防止のため、交通安全やルール遵守について日頃からどのような対応をしていますか。（歩きスマホ、自転車等乗車中のヘルメットの着用、携帯電話やスマートフォン・イヤホン使用禁止の指導）
- 薬物（飲酒、喫煙含め）の乱用の実態や薬物被害（受動喫煙も）の恐ろしさを認識し、薬物乱用の未然防止のため、どのような取組をしていますか。（改正健康増進法の全面施行→受動喫煙防止対策の義務化、20歳未満は喫煙を目的としない場合でも喫煙可能エリアへの立ち入りができません。アルバイトで働く場合も同様〔R2年4月～〕）
- 携帯電話やスマートフォン、パソコンによる有害サイトの危険性を正しく認識し、子どもの利用状況に気を配り、子どもが被害や犯罪に巻き込まれないための取組をしていますか。
- あいさつや声かけを積極的に行う等、日頃から高校生を温かく見守るような取組をしていますか。
- いじめや悩み事（ヤングケアラー問題を含む）等、子どもが抱えている問題を早期に発見し解決するために、どのような取組をしていますか。

## 【3】心の教育の充実を図るために

研修会ではこのような投げかけで話し合ってみましょう

- 社会人としてのルールやマナーの意義を理解し、常に責任ある行動をとれるようにするためににはどのようなことが大切か、子どもと話し合いをしていますか。
- それぞれの夢や希望の実現を目指し、あきらめることなく粘り強く、主体的・計画的に取り組ませるために、保護者としてどのように助言や工夫をしていますか。
- 感謝の気持ちや思いやりの心をもち、自他の生命や人権を尊重する精神と態度を育成するために、どのようなことが大切か話し合いをしていますか。
- 社会の一員としての自覚をもたせ、社会の発展に貢献するためにどのように接していますか。（選挙権年齢満18歳〔H28年～〕、民法の成年年齢18歳改正〔R4年4月～〕）
- 引きこもりやニート、いじめ・不登校等、社会の様々な問題に対して、人としての在り方や生き方についても含め、子どもと話し合いをしていますか。
- 授業参観や学校行事等に積極的に参加するなど、学校での子どもの様子を把握するとともに、学校や教員との情報交換や連携・協力に取り組んでいますか。
- 様々な体験活動の参加に向けて、どのような働きかけをしていますか。

### III 資料編

#### 1 学習の方法

##### 資料1 学習活動のすすめ方

社会教育関係団体のPTAは、児童生徒の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努めています。そのためには、児童生徒の校外における生活の支援、地域における教育環境の改善、充実を図るために会員相互の学習の機会が必要となります。

##### 1 学習方法の例 ※「親の学びナビ」より

<https://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/file/337>

☆講演会型………講師が一定のテーマで、講義して述べる形式

- ・テーマに適した講師を依頼し、専門的な話をしてもらうなど、課題に応じた学びの場を設定する。
- ・市町村の家庭教育担当者や学校(園)に相談し、テーマに適した講師を選定する。
- ・保護者が参加しやすい開催時間や場所などを設定する。

☆ワークショップ型………一定のテーマについて話し合う形式

- ・一定のテーマについて、これまでの体験や考え方をもとに自由に意見を交換する。
- ・保護者同士のつながりができやすくなる。
- ・事前にテーマを設定し、伝えておくと意見を引き出しやすくなる。

☆体験学習型………活動の目的に従い、実際に身体を動かしたり、物をつくったりする活動

- ・体験学習をとおして、家族の触れ合いができる。
- ・楽しみだけで終わることなく、家庭教育に関する講話や情報交換を取り入れ、学びにつなげる。
- ・父親の参加を促すなど、家庭での触れ合いが深まり、その後の発展が期待されるような工夫をする。

☆シンポジウム型

- ・2人またはそれ以上の人人が同一の問題の異なる面をあらわすように講演し、おのの意見を述べ、聴衆または司会者が質問し、講演者がこれに答えるもの。講演がメインになっていること、講演者同士よりも、講演者と聴衆との質疑応答に重点がおかれてている。

※組み合わせることによって学びも深まり、楽しみもアップします。

(例) 体験学習型 + ワークショップ型

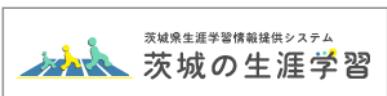
##### 2 学習テーマや内容、講師

講演会や研修会、家庭教育学級などの学習のテーマや内容、講師を決める際には、下記のサイトを参考にしてください。

茨城県生涯学習情報提供システム

「茨城の生涯学習」

<https://www.gakusyu.pref.ibaraki.jp/>



茨城県生涯学習ボランティア総合センター

「スマステ（スマイルステーション）」

<https://smile.edu.pref.ibaraki.jp/>



◆◇◆ 講演会・研修会・家庭教育学級等の内容や講師等のご相談は ◆◇◆  
各市町村生涯学習担当課または下記までお問い合わせください。

水戸生涯学習センター	029-228-1313	〒310-0011	水戸市三の丸1-5-38
県北生涯学習センター	0294-39-0012	〒319-1304	日立市十王町友部2581
鹿行生涯学習センター	0299-73-3877	〒311-3824	行方市宇崎1389
県南生涯学習センター	029-826-1101	〒300-0036	土浦市大和町9-1
県西生涯学習センター	0296-24-1151	〒308-0843	筑西市野殿1371

### 3 学習活動の実践事例

家庭教育学級のプログラム例や家庭教育学級講座実践例、アイスブレイクの方法などがたくさん載っています。家庭教育学級をはじめ、他の学習活動においても参考にしてください。

「家庭教育学級 親の学びナビ」



#### (1) 「家庭教育学級 親の学びナビ」【水戸生涯学習センター作成】



##### I 家庭教育学級を進める皆さんへ II 家庭教育学級プログラム例

- ①「総合的な内容を網羅した家庭教育学級」
- ②「思春期に関する内容を中心とした家庭教育学級」
- ③「公民館が主体となって行う家庭教育学級」
- ④「小規模校が実施できる家庭教育学級」
- ⑤「複数校が連携した家庭教育学級」
- ⑥「食育を中心とした家庭教育学級」
- ⑦「ワークショップを中心とした家庭教育学級」
- ⑧「体験活動を中心に、郷土愛を育む家庭教育学級」
- ⑨「NPO団体と連携した家庭教育学級」
- ⑩「防災に関する内容を中心とした家庭教育学級」

##### III 家庭教育学級講座実践例

- ①「思いやりの心」を育てる
- ②父親の子育てを学ぶ
- ③あなたの身体守ります！～健腸生活していますか～
- ④子どもの人権
- ⑤震災と心のケア

##### IV 家庭教育学級領域例



#### (2) 「親学び」支援プログラム【県南教育事務所・県南生涯学習センター作成】

- ・いきいき編（上手に子育て）
- ・すくすく編（乳幼児期編）
- ・にこにこ編（小学生期編）



##### ○展開例

時間	形態	講座の流れ
10分	全体	1 活動のねらいを知る。
	グループ	2 アイスブレイクをする。 【例】「からだジヤンケン」をする。 3 グループ作りをする。 (2のアイスブレイクでグループを作ったらそのまままでよい)
40分	全体	4 子育てで「大事にしたいこと」にはどんなことがあるのか出し合う。 【10分】 ○「家庭教育10か条」について知る。
	個人	5 「わが家の1か条」を考える。【10分】 ※ 「わが家の1か条」の例（過去に出されたもの）を紹介する。 ※ 早くできた人の「1か条」を紹介し、考えている人のヒントとする。
	グループ	6 考えたことを紹介し合う。【10分】 ○ 紹介するときに、「1か条」を作るときに考えたことや「わが家の1か条」に取り上げた項目にした理由などあわせて話す。
まとめ10分	全体	7 握り返り、分かち合う ○ いろいろな意見を聞いてどう思ったか、感想を紹介し合う。
	全体	8 活動をまとめる。 「子育てで大事にしたいこと」はいろいろあるが、その中から家庭でできることからやっていこうとする気持ちが大事です。

#### (3) 「家庭教育ブックひよこ」実践プログラム集Ⅰ、Ⅱ（「家庭教育応援ナビ」に掲載）

- 「家庭教育ブックひよこ」を使った家庭教育支援の展開例やワークシート等を活用できる資料

「子育てアドバイスブックひよこ」を活用した家庭教育学級でも使えます！



「家庭教育応援ナビ」の「子育てアドバイスブック・家庭教育支援資料 PDF 版」の中に掲載。

「家庭教育応援ナビ」



## 2 家庭教育に関すること

### 資料2 家庭教育応援ナビ



茨城県教育委員会では、子育てや家庭教育について、より楽しく、わかりやすく学べるウェブサイトを公開し、学びの機会や情報の提供を行っています。マンガや動画、子育てQ&A、家庭教育コラムなどを順次更新していますので、ぜひ、ご覧ください。

### コンテンツ

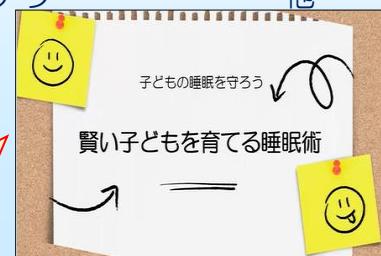
- ①子育てに役立つマンガ・動画・資料
- ②子育て相談Q&A
- ③家庭教育コラム
- ④おすすめの本紹介
- ⑤子育てに関する相談窓口
- ⑥イベント・講座情報
- ⑦家庭教育支援資料モバイル版
- ⑧家庭教育支援資料PDF版
- ⑨子育てアドバイスブック外国語版
- ⑩家庭教育支援活動サークル・団体情報
- ⑪幼児教育関係研修情報
- ⑫研修資料・教材
- ⑬企業連携による教育力向上推進の取組
- ⑭公式X

### 子育てに役立つ動画

- ・幼児教育施設での遊びを通した学びとは?
- ・ポジティブごはん
- ・親子でリレーマンガを描いてみよう
- ・お子さんの気になる行動が見られるときには?
- ・性暴力から子どもを守るために
- ・知りたい 欲しい ヤングケアラー

他

各分野の専門家が分かりやすく解説!  
研修会等の動画資料として自由にお使いください!



### 子育てマンガ

- ・ほどよい親子の距離感って?
- ・失敗は成功のもと
- ・自分で決める心
- ・良いこと探しでほめる子育て
- ・読書の楽しさを知るきっかけ

パパやママの  
子育て体験談をもとに  
4コママンガを制作!

マンガだけを切り取り、  
資料やお便りに貼り付ける  
ことも可能!

### 子育てアニメーション

県立笠間高等学校3年生の生徒3名が作成!



だから一緒に過ごす日々を大切にして  
かけがえのない思い出になるといいな!

大切な思い出

先輩パパ・ママ  
からの声

子育てアドバイスブックとの関連や子育てのヒント



#### 保護者の声

○今いか思い切って遊んであげられない思い、毎回全力で遊びました。今では良い思い出となっています。

○子どもが自分から話しかけてくるときは、信頼関係を築くチャンス!と思って「そろはん」「いいね」「すごいね」と拍づきを打ながら子どもの話を聞くようにしています。

#### Point!

- ・「聞き方のコツ」子どもがいくつになっても生かせるコツです。
- ながら話をしない。 □否定しない □うなぎながら聞く
- 拍づきを打つ □オウム返しをする

（子育てアドバイスブック「ひよこ」P8）

### 家庭教育支援資料

引用して、研修資料やお便りにご活用ください。



### 「家庭教育応援ナビ」

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/katei/>



公式 X

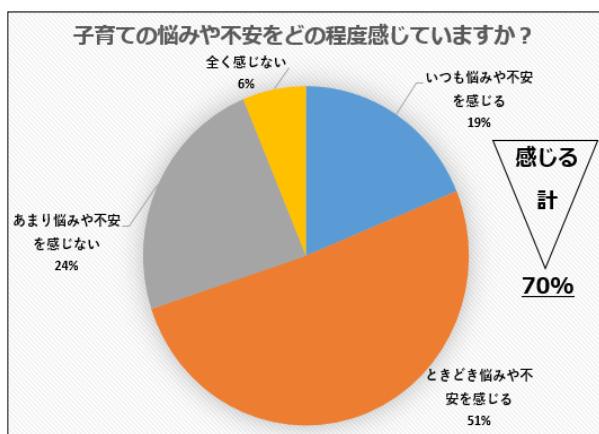
@Katei\_sukusuku

### 資料3 調査資料

#### 子育てについての悩みや不安

- ★ 保護者の 70%が、子育ての悩みや不安を「いつも感じる」、「ときどき感じる」と回答しています。
- ★ また、悩みや不安を感じている保護者の 38.8%が抱える悩みや不安の多くは「子どもの行動、気持ちが分からぬい」です。

家庭教育に関する不安や悩みの内容は？



【出典】令和6年度「家庭教育支援推進のための調査研究(家庭教育についての保護者へのアンケート調査)」事業(R6／文部科学省)

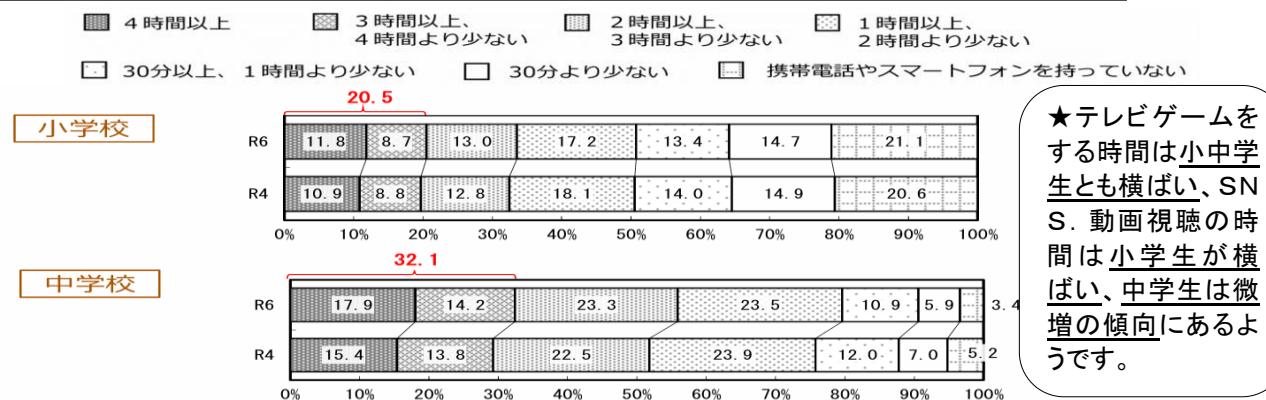
#### 右記のQRコードから、家庭教育に関する文部科学省の調査資料をご覧になれます。

- 子育ての悩みの内容
- 子育てにおける地域の支えの重要性について
- 家庭の教育力の向上について
- 「家庭教育支援」の活動の参加の意向など



#### SNSや動画視聴時間と学力の関係

平日、1日あたりどれくらいの時間、携帯電話やスマートフォンでSNSや動画視聴などをしますか？



★ テレビゲームをする時間は小中学生とも横ばい、SNS・動画視聴の時間は小学生が横ばい、中学生は微増の傾向にあるようです。

【出典】全国学力・学習状況調査(R6／文部科学省)

#### 休日の勉強時間と学力の関係

土日や学校が休みの日に、1日あたりどれくらいの時間、勉強をしますか？(学習塾や家庭教師を含む)



★ 学校の授業時間以外における児童生徒の勉強時間は、小中とも令和3年以降、平日・休日いずれも減少傾向にあるようです。

【出典】全国学力・学習状況調査(R6／文部科学省)

## 子どもへのかかわり方

### 5つのポイント

#### 【家庭を安らぎの場所に】

新しい環境の中で、子どもたちは想像以上に様々なことに取り組んでいます。

元気そうに見えても、意外に疲れている時もあります。

家庭でほっと一息ついてゆっくり安らぐことが、明日へのエネルギー源になります。

#### 【人間関係の基盤作りを】

自立するためには、友人との結びつきを深め、互いに悩みを話し合ったり支え合ったりできる関係が大切です。家庭での何気ない日常会話や、一緒に何かを楽しむことなど、家族と心を通わせるかかわりを大切にしましょう。

その中で、人に対する信頼感や人との交流の仕方を学ぶことが、友人関係作りの基盤になります。

#### 【自立を促すかかわりを】

自立した大人になるということは、「自分で選択し」「自分で決定し」「自分で行動したことに責任を取る」ことが、できるようになることです。自立のためには、保護者が口や手を出しすぎず、自分なりのペースで行動するまで待ち、少しづつお子さんに任せていくことが大切です。

#### 【我慢する心とルールを守る心を育てるかかわりを】

学校でも家庭でも、「してはいけないこと」「許されないこと」「しなくてはならないこと」があります。まずは、「やりたい気持ち」「やりたくない気持ち」はわかるよ」と、言葉で伝えてあげることが大切です。それから、「なぜしてはいけないのか」「許されないのか」「しなくてはならないのか」について話し合ってみましょう。そのようなやり取りを通して、我慢する心とルールを守る心が育っていきます。すぐにうまくいかなくても、やろうとする気持ちや少しでもできていることを認め、根気強く話し合っていくことが大切です。

#### 【温かく見守るかかわりを】

思春期は、第二次性徴が現れ、性差がよりはっきりし、体格の差も広がります。強い性衝動に戸惑ったり、ほかの子と比較して劣等感を抱いたりしがちです。

体は大人びて、口では反抗的なことを言っていても、「家族から愛されたい」「認められたい」「わかって欲しい」と思っているのも、この時期の特徴です。保護者が温かく見守ってくれることは、子どもにとって大きな支えになります。

☞ 茨城県教育委員会では、「思春期の子どもの心に寄り添うために」のリーフレットをHPに掲載しています。下の二次元コードからアクセスを。



## 生命（いのち）の安全教育について～保護者のみなさんへ～

**性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。**

文部科学省では、子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、このたび、有識者の意見も踏まえ、教材及び教職員向けの指導の手引きを作成しました。

**保護者のみなさまにおかれましては、子供の性暴力被害防止のため、「生命（いのち）の安全教育」について、御理解と御協力ををお願いいたします。**

- 教材及び教職員向けの指導の手引きは、学校等向けに作成したのですが、各家庭において参考にしていただければと考えています。性暴力被害に遭った場合の対応や相談先等についても掲載しています。
- 子供が受けた性暴力被害は、大人が早期に気づくことが重要です。本教材等を参考に、日頃から家庭内でコミュニケーションをとることで、被害の早期発見・適切な相談につなげていくことが大切です。

### 教材の主な内容

#### 【幼稚期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



#### 【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



#### 【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



#### 【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



#### 【特別支援教育】

- ・小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。

「生命（いのち）の安全教育」の各段階の教材・指導の手引きは、以下のURL及びQRコードより閲覧・ダウンロードが可能です。



保護者のみなさんにもお読みいただき、子供の性被害防止に役立てていただけますと幸いです。

文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」

(URL) [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)

もしもお子さんから被害の相談を受けた場合はこちらにご相談ください。



性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

全国共通番号 #8891（はやくワンストップ）

産婦人科医療（証拠採取・緊急避妊薬の処方等）やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。

(URL) [https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/seibouryoku/consult.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/seibouryoku/consult.html)



### 3 スマートフォン・インターネット利用に関すること

#### 資料7 スマホ家庭のルールづくり運動

##### 「スマホ家庭のルールづくり運動」の概要

- スマホは大変便利なものである一方、不特定多数の人との接触の機会が増加することで、犯罪に巻き込まれたり、友人間におけるいじめやインターネット上のトラブルに巻き込まれたりすることが懸念される。
- 茨城県立学校では、スマホの適切な利用の仕方やトラブルを回避する能力を身に付けるために各家庭の話し合いを前提として「家庭のルールづくり運動」を推進している。
- さらに、各家庭と学校が連携し、家庭のルールづくり運動の一層の推進を図っていく。

##### 話し合いのポイント

- ・ 保護者は、生徒がスマートフォン等について、どのような使い方を、また、どれくらいの時間使用しているかを把握していますか。
- ・ 生徒は、インターネット上のトラブルなど、困ったときなどに保護者や先生などの身近な大人に相談することができますか。
- ・ インターネット上でやってはいけないことは何ですか。
- ・ トラブルを避けるためには、また被害にあわないようには、どのようにすればいいですか。
- ・ スマートフォンの長時間の利用は、健康や学習への影響があると思いますか。
- ・ スマートフォン等の家庭のルールはなぜ必要ですか。
- ・ フィルタリングの設定について、理解していますか。

##### 普及啓発リーフレット集（こども家庭庁HP）

インターネットやスマートの利用について、乳幼児、児童、生徒の保護者向け資料を多数掲載。



こども家庭庁 HPへ

#### 資料8 茨城県メディア教育指導員に関すること



茨城県 HP

「メディア教育指導員」のページへ

## 茨城県メディア教育指導員を派遣しています！

茨城県では、「保護者の目線」でインターネットの危険な面やトラブルへの対処方法、保護者の役割などについてお話しできる、茨城県メディア教育指導員を派遣しています。子どものインターネット利用に対する不安を少しでもなくすために現状や対策などを一緒に学び考えてみませんか。

### 【派遣申込について】

学校などの団体単位で県青少年家庭課あてにお申し込みください。

詳しくは

メディア教育指導員

で

検索



(講習会の様子)

### 【申込・お問い合わせ】 茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 青少年担当

電話 029-301-2183 FAX 029-301-2189 E-mail seishonen@pref.ibaraki.lg.jp  
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978-6

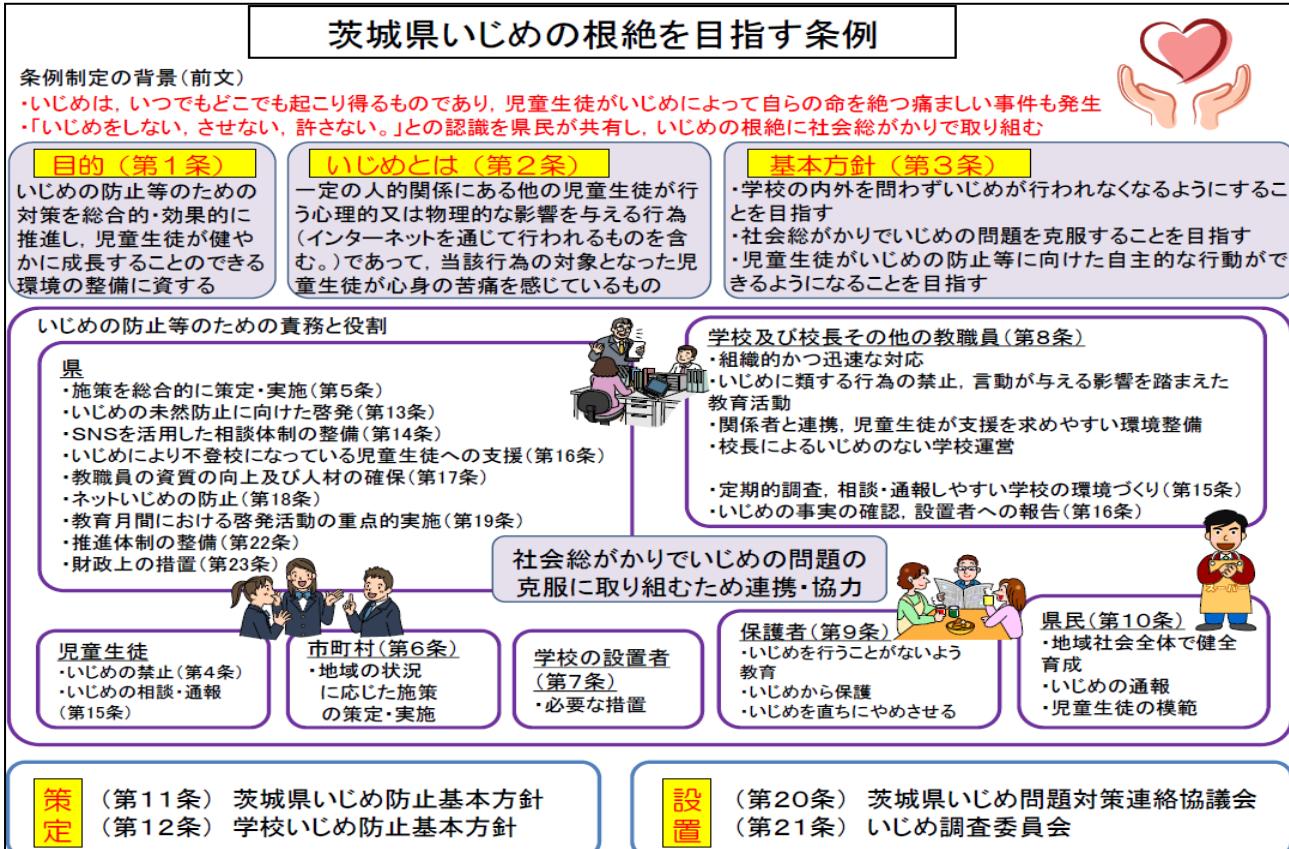
## 4 いじめ防止に関すること

### 資料9 茨城県いじめ根絶を目指す条例

令和2年4月1日、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が施行されました。

いじめの根絶に社会総がかりで取り組むために、保護者の皆様にもご理解・ご協力をお願いします。

【[茨城県いじめの根絶を目指す条例](#)】で検索！ 県教育委員会HPから条例の条文がダウンロードできます】



### 資料10 茨城県いじめ防止基本方針

茨城県いじめ防止基本方針で検索！

資料は、県教育委員会HPからダウンロードできます。

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/ijime/ijime-boshi/>

#### 3 家庭の役割

「茨城県いじめ防止基本方針」(概要)より(抜粋)

##### (1)保護者の責務

学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子供の学校生活の把握に努める。

##### (2)未然防止と早期発見

子供が困っている様子があれば、子供の話を聴き、いじめの未然防止や早期発見に努める。スマートフォン等の使用については、家庭で約束事を決める。

##### (3)早期解消に向けた取組

子供がいじめを受けた場合には、学校と協力していじめの解消を図る。子供がいじめをした場合には、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

#### 4 地域の役割

##### (1)未然防止に向けた取組

地域と学校が情報共有等を図り、常に連携を図るよう努める。地域は、様々な交流や体験を通して、児童生徒同士、また児童生徒と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。

##### (2)早期対応に向けた取組

地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めたときには、教育委員会、又は最寄りの学校へ連絡することに努める。

## 資料 11 家庭用いじめ発見チェックリスト

④ 子どもの変化やサインを見逃さないで…

【家庭用いじめ発見チェックリスト】で検索！ 県教育委員会HPからダウンロードできます。】

### 家庭用いじめ発見チェックリスト

家族に心配をかけたくないという思いから、自分からいじめられていることを打ち明けられないお子さんが多いと思われます。しかし、必ずといってよいほど兆候がみられます。  
いじめを発見するために、下記の項目を参考にチェックしてみてください。



#### ▶・・・登校するまでのようす

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。集合場所に行きたがらない。
- 友達の荷物をもたされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

#### ▶・・・日常における家庭生活の変化

- 服のよごれや破れ、からだにあざやすり傷があっても理由をいいたがらない。
- すぐに自分の部屋にかけこみ、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝つけない。



#### ▶・・・持ち物の変化

- 自転車や持ち物などがこわされている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物をもっている。

#### ▶・・・友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メール（ブログなど）を気にする。
- いじめの話をすると強く否定する。



#### ▶・・・家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をさけるようになる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットにやつあたりする

### 家庭においてお願いしたいこと

#### ■ 子どもと過ごす時間を持つ

親と子どもの時間が合わないために、一緒に過ごす時間が少なくなっていますか。学年が進んでも、家族と過ごす時間は大切です。家族で少しづつ調整して、食事の時間を合わせたり、就寝前などの時間を利用したりして、学校の話や友達、将来について話す時間をつくりましょう。テレビのスイッチを切るだけで、時間が作れることがあります。

#### ■ 子どものようすにアンテナを張る

子どもが今、何に关心を持っているのか、どんな学習をしているのか、どんな本を読んでいるのかなど、気にかけてみましょう。学校の宿題で、親の意見や感想を求められたときが、子どもと話し合うよい機会となります。

#### ■ おとな同士の関係をつくる

学校行事やPTA活動、地域の行事に積極的に参加し、保護者同士、大人同士の関係をつくりましょう。多くの大人たちが、地域の子どもを見守る環境をつくりましょう。

## 5 福祉・生活に関すること

## 資料 12 兒童虐待

児童虐待については、茨城県 HP 「青少年家庭課」→「結婚・子育てポータルサイト」  
→「子どもを守る」で検索



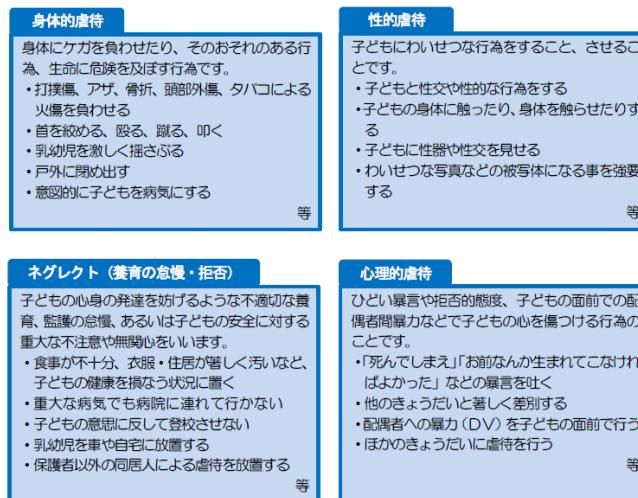
## 子どもへの虐待とは

親などの保護者が、子どもに対して、身体的に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことによって、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。

## 虐待の種類

児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）では、次の4種類が虐待として定義されています。

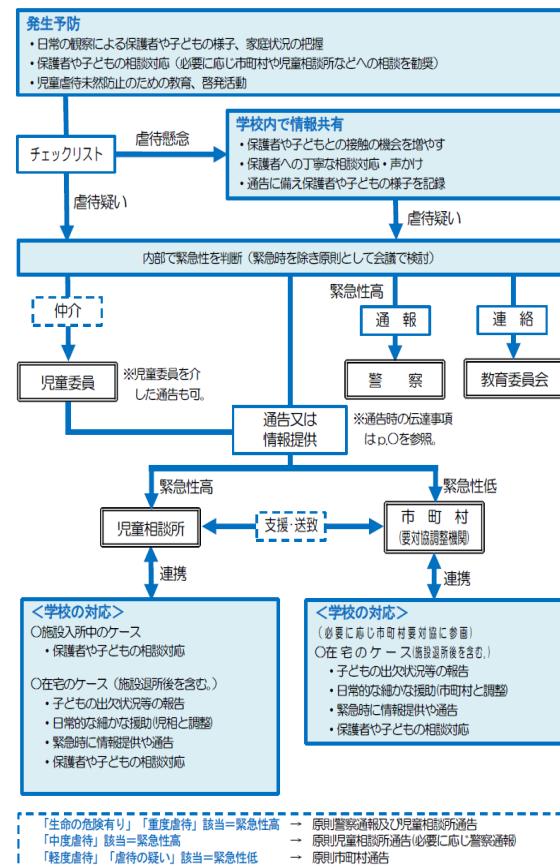
実際には、複数の種類の虐待が複合している事例が多くあります。



「児童虐待の防止等に関する法律」では、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」と定めています。

確認がなくても虐待が疑られる場合には、お住いの市町村または児童相談所にご連絡ください。

～連絡者や連絡内容についての秘密は守られます～



### 資料 13 児童相談所虐待対応ダイヤル

こども家庭庁 HP

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/no-gyakutai/>



## 「ヤングケアラー」とは？

高齢、障害、病気などの理由で援助を必要としている家族や身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話を行っている人を「ケアラー」とい、そのうち、家族や身近な人の介護や日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者を「ヤングケアラー」といいます。

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、学べない、やりたいことができないなど、「子どもの権利」が守られない可能性があり、適切な支援が必要です。

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

## 相談窓口について

### <ヤングケアラー向け>

24 時間子供 SOS ダイヤル（文部科学省）

☎0120-0-78310（無料）

<https://www.mext.go.jp/ijime/detail/dial.htm>

子どもの人権 110 番（法務省）

☎0120-007-110（無料）

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html>

ケアラー・ヤングケアラーに関する情報  
や相談窓口について、県福祉政策課HP  
に掲載しています。

詳しくは  
こち  
ら



派遣は無料です！

## 「いばらきくらしのセミナー」をご活用ください！

茨城県消費生活センターでは、消費者教育の専門家を講師として派遣し、消費者トラブルの事例や対処法、契約についての注意点などをわかりやすくお話しします（オンライン開催も可能）。

学校の授業や保護者・教員の勉強会などに、ぜひ、ご利用ください。

### ◇申込方法◇

実施予定日の1か月前までに、茨城県HP「いばらきくらしのセミナー」から電子申請、または茨城県消費生活センターへのお電話により、日程調整をしてください。

### (テーマの例)

- ・18歳になったら変わる消費生活
- ・子どもの携帯・インターネットトラブル注意報
- ・若者をねらう悪質商法と対処法
- ・金融の基礎知識とトラブル対処法
- ・消費者トラブルと対処法
- など



**【申込・お問合せ】** 茨城県消費生活センター

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内  
電話:029-224-4722 FAX:029-226-9156

茨城県HP  
「いばらきくらしのセミナー」  
(いばらき消費生活なび)



### 【その他消費者教育関連サイト】

- ◆消費者教育ポータルサイト(消費者庁) <https://www.kportal.caa.go.jp/>
- ◆J-FLEC(金融経済教育推進機構) <https://www.j-flec.go.jp/>
- ◆X(旧Twitter)「いばらき消費生活なび」 [https://x.com/Ibaraki\\_CAN](https://x.com/Ibaraki_CAN)

### 県立高等学校等における成年年齢引下げに伴う消費者教育

#### ◇茨城県金融教育関連リンク

県内の金融機関等が金融教育への取組を通じた地域貢献活動に取り組んでいます。学校の金融教育を支援するためにデジタルコンテンツ等を提供していますので、日常生活の様々な場面で適切な行動ができるよう学校での授業や家庭学習等でぜひご活用ください。

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/highschool/career/finance/>

#### ◇消費生活センターによる出前授業

##### 県立海洋高等学校の事例

公民科(第2学年)の授業として実施。「若者の消費者トラブルと事例について」をテーマに、県消費生活センターの方をお招きし、契約について実際に起こった事例を通して学びました。



#### ◇消費者庁作成消費者教育冊子「社会への扉」等の活用



#### ◇金融経済教育研究校の取組

##### 令和5、6年度

県立坂東清風高等学校

##### 令和6、7年度

県立牛久高等学校

金融経済教育研究校は、金融・経済に関する正しい知識の取得を目指し、2年間の研究指定を受け、公開授業等を実施しています。

## 6 茨城県警察からのお知らせ

資料 16-1 少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないために



一人で悩まないで！ まず相談！



「これは犯罪なの？」と悩んでいたら  
警察相談専用電話  
#9110



少年相談コーナー  
029-231-0900



資料 16-2 交通安全

### 茨城県の自転車事故の状況

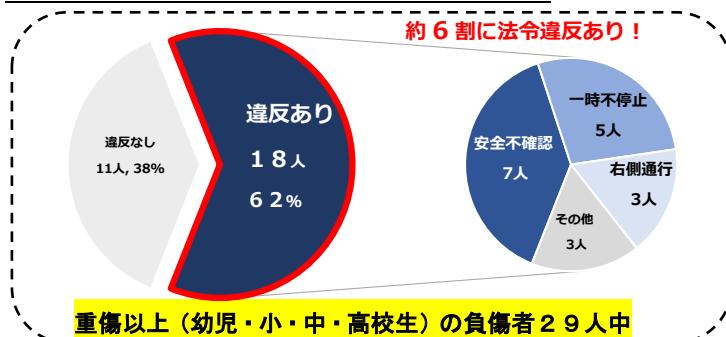
#### ◎ 自転車乗用中の死傷者の状況 (R6)

死傷者数	小学生以下	中学生	高校生	その他	総合計
死傷者数	52	103	181	461	797
死亡	0	0	0	13	13
内訳					
重傷	4	11	14	82	111
軽傷	48	92	167	366	673
構成率(%)	6.5	12.9	22.8	57.8	100.0

全体の約4割

- 自転車乗用中に死傷した人の約4割が高校生以下です。
- 幼児・小・中・高校生の中では、高校生の死傷者が 181 人 (22.7%) で最多です！

#### ◎ 自転車乗車中の法令違反の状況 (R6)



- 高校生以下の自転車乗用中の重傷以上の死傷者 29 人のうち 18 人 (約 6 割) には、一時停止などの法令違反がありました。

#### 自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライト点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



#### 道路交通法の一部改正（令和8年4月1日施行）

- 自転車に対する交通反則通告制度（いわゆる青切符）の適用（16歳以上が対象）
- 仮免許の取得可能年齢と一部運転免許試験の受験可能年齢の引き下げ

# 覚醒剤や大麻などの違法薬物には 絶対に手を出してもいいません!!

## ◎勧められても断る勇気を！

覚醒剤や大麻を始めとする違法薬物を勧められても 毅然とした態度で断りましょう。

違法薬物に手を出して、薬物依存症に陥ると、治療には長い期間が必要となり、大切な家族や友人を傷つけるばかりか、夢や希望まで失うことになってしまいます。

あなたの人生を台無しにしないためにも、キッパリと断る勇気が必要です。

**県警ホームページ 「薬物乱用のない社会を」**



**警察庁の大麻対策広報啓発ウェブサイト**



# ストップ・ザ・ 子供のSNS被害

SNSを通じて多くの子供達が性被害に遭っています。  
フィルタリングの設定や家族間でスマホ等のルールを作り、  
子供達を犯罪から守りましょう。

- SNS被害から自分を守る3つの約束
1. SNSで知り合った人と直接  
**「会わない」！**
  2. 住所や名前など個人情報を  
**「載せない」！**
  3. 自分や友達の写真を  
**「送らない」！**



インターネットの危険性や相談窓口  
を県警HPに掲載しています。



インターネットの危険性 少年相談コーナー

# 防犯アプリ いばらきポリス

IBARAKI POLICE

## 地図機能

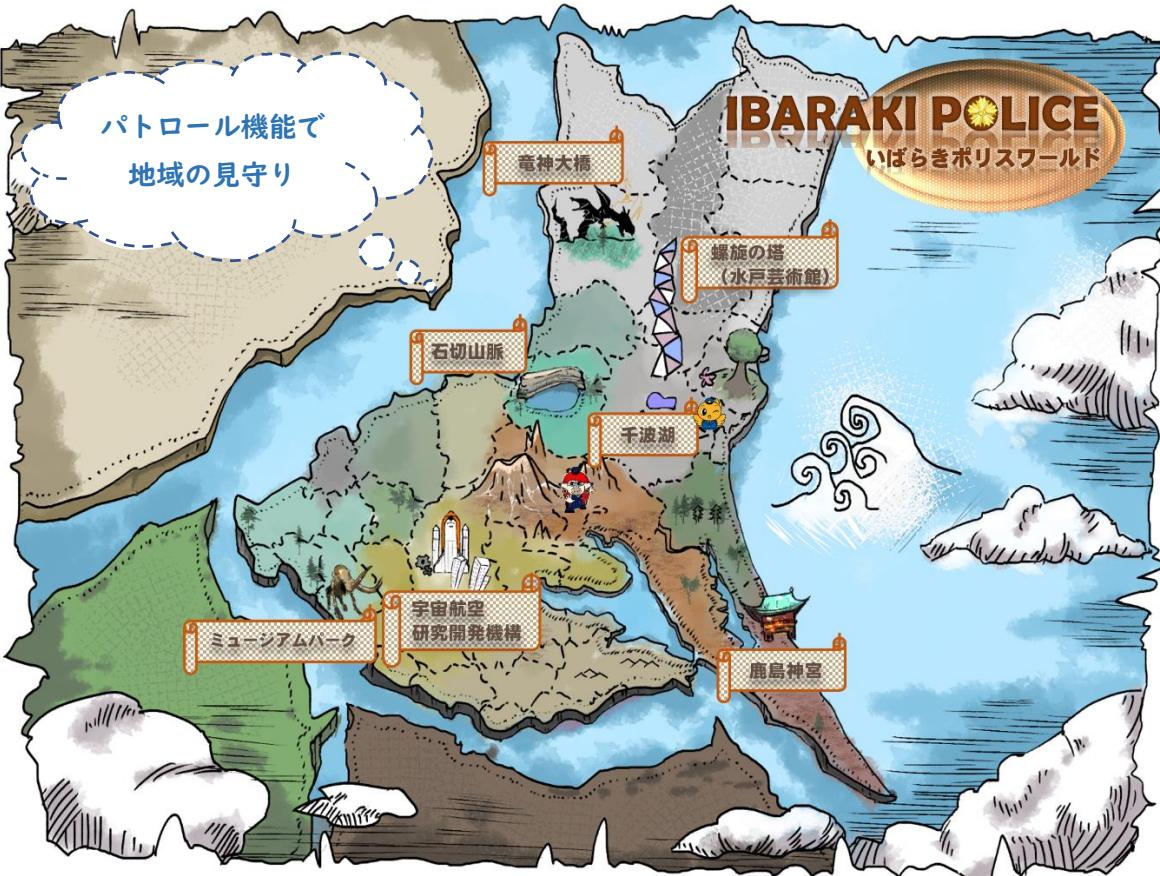
・家の近くで、職場の近くで、どんな犯罪が起きているかお存じでしょうか。実は、思ったより身近に犯罪は起きています。茨城県で起きている犯罪を知れる唯一のアプリです。

2

## ひばりくん防犯メール

・不審者、行方不明者、事件発生状況など、新間に載らない地域の大事な情報をリアルタイムで配信しています。

情報は、鮮度が命です。



いばらきポリス

9割の人が知らない！？

と、どこでどんな犯罪が起っているかわからないと、対策が難しいものです。防家や職場の近くに、犯人は近づいています。防犯は、鍵かけ、声かけ、心かけです。

3

## ちかん対策

・電車やバスをお使いの方、お子さんがいらっしゃる方は必見です。実際に痴漢被害に遭うと、とっさのことで、声が出来ません。アプリを開いて、音と光で犯人を撃退します。

110番にも繋がります。

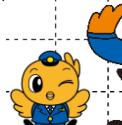
・近くで高齢のおばあちゃんがいなくなつたという情報が流れきました。ついさっき、書いてあった服を着たおばあちゃんが歩いていたので、警察に通報しました。家を選ぶ時の参考にします。

・見守り防犯パトロール機能を毎日使っています。アプリを開いて散歩しています。

問 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課  
029 (301) 0110 担当者 木下



iOS



登録よろしくね



Android



## 7 不安や悩みの相談に関すること

### 資料 17 相談窓口

いじめ・体罰解消サポートセンター いじめ、体罰、情報提供など	人権に関する相談 いじめなど人権問題に係わることなど
<ul style="list-style-type: none"> <li>・Eメール、ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」への書き込み〔24時間〕</li> <li>・電話及び来所相談           <p>月～金 9:00～17:00 (土日祝日、年末年始を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 県央地区 TEL 029-221-5550</li> <li>○ 県北地区 TEL 0294-34-4652</li> <li>○ 鹿行地区 TEL 0291-33-6317</li> <li>○ 県南地区 TEL 029-823-6770</li> <li>○ 県西地区 TEL 0296-22-7830</li> <li>○ E-mail 「いじめ・体罰解消サポートセンター」で検索</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水戸地方法務局における人権相談所 〔月～金 8:30～17:15〕           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権擁護課 TEL 029-227-9920</li> <li>○ 日立支局 TEL 0294-21-2253</li> <li>○ 常陸太田支局 TEL 0294-73-0221</li> <li>○ 土浦支局 TEL 029-821-0792</li> <li>○ 龍ヶ崎支局 TEL 0297-64-2607</li> <li>○ 鹿嶋支局 TEL 0299-83-6000</li> <li>○ 下妻支局 TEL 0296-43-3935</li> </ul> </li> <li>● 茨城県人権啓発推進センター〔月～金 9:00～17:00〕 TEL 029-301-3136</li> <li>● 茨城県的マイノリティに関する相談室 TEL 029-301-3216〔木 18:00～20:00〕</li> </ul>
こともの教育相談 家庭・学校生活上のさまざまな悩みなど	茨城県警少年相談コーナー 少年非行等に関する相談(面接可)・メール相談可
県教育研修センター <ul style="list-style-type: none"> <li>● 不登校・情緒不安定など TEL 0296-71-3870 〔月～金 8:30～20:00、土 8:30～17:00〕</li> <li>● 来所での相談受付〔月～金 9:00～16:30〕 TEL 0296-78-3219(相談予約) E-mail : 7830@center.ibk.ed.jp [24時間]</li> <li>● 発達が気になることの教育相談 電話や面接による相談〔月～金 9:30～16:30〕 TEL 0296-78-2777</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 少年サポートセンター (水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎) TEL 029-231-0900 〔相談対応時間 平日 9:00～17:00〕 E-mail : keishonen@pref.ibaraki.lg.jp</li> </ul> 
いばらきこころのホットライン 不登校、家庭に関する悩みなど心の健康に関する相談 【月～金】TEL 029-244-0556 【土・日】TEL 0120-236-556 [9:00～12:00 13:00～16:00]	救急医療に関する相談 急な病気やケガで救急車を呼ぶか迷ったら
子どもホットライン 子どもの抱えている悩みや不満、思いなど TEL 029-221-8181 [24時間] 0120-0-78310 [24時間] E-mail : kodomo@edu.pref.ibaraki.jp	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 茨城子県 救急電話相談 TEL #8000(15歳未満) #7119(15歳以上) 上記でつながらない場合 050-5445-2856 [24時間 365日受付]</li> </ul>
いばらき子どもSNS相談	薬に関する相談
○対象：小学生から高校生まで ○受付期間：令和7年4月1日～ 令和8年3月31日 ○受付時間：17:00～22:00 ○相談内容：子どもの抱えている悩みや 不満、思いなど ○方法：SNS(LINE) ○登録：QRコードより友だち登録を	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 茨城県薬剤師会「くすりの相談室」 TEL 029-306-8945 〔月～金 9:00～12:00、13:00～16:00〕</li> </ul>
福祉相談 心身障害、虐待、非行、暴力など	誤飲など中毒に関する相談
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てに関する教育相談窓口〔月～金 8:30～17:15〕           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中央児童相談所 TEL 029-221-4150</li> <li>○ 日立児童相談所 TEL 0294-22-0294</li> <li>○ 鉢田児童相談所 TEL 0291-33-4119</li> <li>○ 土浦児童相談所 TEL 029-821-4595</li> <li>○ 筑西児童相談所 TEL 0296-24-1614</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● つくば中毒110番〔24時間対応〕 TEL 029-852-9999</li> </ul>
性暴力・性犯罪被害に関する相談	児童虐待が疑われる場合など ～悩んだらいつでも相談を～
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 性暴力被害者紹介ネットワーク茨城〔月～金 9:00～17:00〕 「#8891」もしくは「0120-8891-77」または「029-350-2001」</li> <li>● 茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」 TEL 0120-21-8103 [24時間] TEL #8103</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所全国共通ダイヤル TEL 189(通話料無料)</li> <li>● いばらき虐待ホットライン〔24時間対応〕 TEL 0293-22-0293</li> </ul>
消費者トラブルに関する相談	消費者トラブルに関する相談
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 茨城県消費生活センター TEL 029-225-6445</li> <li>● 消費者ホットライン TEL 188 〔月～金 9:00～17:00、日 9:00～16:00〕 〔土曜・祝日・振替休日・年末年始を除く〕</li> </ul>
その他相談 かけがいのない命のために	● 茨城いのちの電話 <ul style="list-style-type: none"> <li>・つくば TEL 029-855-1000 [原則24時間]</li> <li>・水戸 TEL 029-350-1000 [原則24時間]</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● いのちの電話(フリーダイヤル) TEL 0120-783-556 〔毎日 16:00 から 21:00〕 〔毎月 10 日は 8:00 から 翌 11 日 8:00 まで〕</li> </ul>